

白鳥スマイルキッズデー 参加者募集

親子で体験保育ができます。

- 【日時】 6月8日(水)
午前9時30分～11時
- 【場所】 白鳥ゆめっ子保育園(迫町)
- 【対象者】 3歳未満の子ども
- 【内容】 歯磨き教室
歯科衛生師による指導があります。
- 【申込方法】 電話
- 【申し込み・問い合わせ】

白鳥ゆめっ子保育園
☎ 0220 (22) 1108
※随時、受け付けています。

6月の パソコン相談室

❖パソコン教室

①ワードで暑中見舞いハガキを作ってみませんか。

- 【日時】
6月7日(火) 午前10時～正午
6月10日(金) 午後7時～9時

②エクセルで家計簿を作成してみませんか。

- 【日時】
6月17日(金) 午前10時～正午
6月21日(火) 午後7時～9時

①②共通事項

- 【場所】 迫にぎわいセンター
- 【受講料】 2,000円
- 【申込方法】 電話
- 【申込期限】 受講日前日まで

❖有料相談室

いまさら家族や同僚に聞けないことに何度でもやさしくお答えします。インターネット体験も受け付けます。

- 【日時】 毎週日曜日
午前10時～正午
午後1時30分～3時30分

- 【会場】 迫にぎわいセンター
- 【相談料】 1,250円
- 【申込期限】 開催日の前日まで

❖無料相談室

電源の入れ方からシャットダウンの仕方まで、いまさら家族に聞けないことを何度でもやさしくお答えします。無料体験も受け付けます。

- 【日時】 6月19日(日)
午前10時～正午

- 【場所】 中田生涯学習センター
- 【申込期限】 5日前まで

❖出前コース

あなたの自宅にパソコンを持参し、パソコン操作のどんな相談にも応じます。女性スタッフも多数います。

- 【料金】 1コース(4時間)
＝5,000円
- 【申し込み・問い合わせ】
NPO法人パソコン・ネット・みやぎ
☎ 0220 (21) 5262

出前ジョブカフェ 開催のお知らせ

みやぎジョブカフェでは、県内各地で企業理解や自己分析など就業力を高めるためのセミナー(個別就職相談を含む)を開催し、若者の就職を支援しています。

- 【開催日】 6月21日(火)、7月14日(木)、8月23日(火)

【会場】 迫公民館

【対象者】 39歳以下の求職者、フリーター(パート・アルバイト)

【カリキュラム内容】

時間	内容	定員
10:00～11:50	企業理解と就業力アップセミナー	各10人
13:00～13:50	個別就職相談(1)	各2人
14:00～14:50	個別就職相談(2)	各2人
15:00～15:50	個別就職相談(3)	各2人

- 【参加費】 無料
※事前予約が必要です。

- 【申し込み・問い合わせ】
みやぎジョブカフェ(みやぎ若年者就職支援センター)
☎ 022 (217) 3562
FAX 022 (264) 4522

林林館 陶芸教室 参加者募集

- 【日時】 6月26日(日)、27日(月)
午前10時～正午

【場所】 林林館2階

【テーマ】 初夏の器作り

- 【講師】 瑞樹窯 笠政彦さん
- 【参加人数】 各20人
- 【材料費】 2,000円～
- 【申込方法】 電話
- 【申込期限】 開催日の3日前まで
- 【申し込み・問い合わせ】
林林館 ☎ 0220 (45) 1821
森の茶屋 ☎ 0220 (45) 1218

事業主の皆さまへ

○平成24年3月新規学校卒業者を対象とする求人募集のお願い

新規中学校・高等学校卒業者を対象とする求人申し込みが6月20日から始まります。

早期に採用計画を立て、求人申し込みをしていただきますよう、ご協力をお願いします。

- 【問い合わせ】
ハローワーク迫 学卒担当
☎ 0220 (22) 8609

平成23年度 国家公務員採用Ⅲ種試験

仙台国税局では、バイタリティーあふれる税務職員を募集しています。

国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか。

【受験資格】 平成2年4月2日から平成6年4月1日生まれの人

【受験申込期間】
6月21日(火)～28日(火)

【受験申込書の請求】
最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課または人事院東北事務局

- 【問い合わせ】
人事院東北事務局
☎ 022 (221) 2022
仙台国税局人事第二課
☎ 022 (263) 1111 (内線3226)



東日本大震災により被害を受けられた方へ

◇税務署からのお知らせ

大震災により住宅や家財などに被害を受けられた方は、特例により、平成22年分所得税の軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことにより、税金の還付を受けられます。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

税制上の措置	概要
申告・納付等の期限延長	平成23年3月11日以降に到来するすべての国税の申告・納付等の期限が延長されています。(平成23年5月現在)
所得税の軽減または免除	所得税法に定める雑損控除、または、災害減免法に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法で所得税の軽減・免除が受けられます。
源泉所得税の徴収猶予・還付	所得税の軽減または免除が受けられる方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
住宅借入金等特別控除の特例	住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除期間は、引き続き適用を受けることができます。
財産形成住宅(年金)の利子等の非課税	大震災で被害を受けたことにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。
納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な人は、納税の猶予を受けることができます。
予定納税額の減額	平成23年分の所得税の見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる場合は、予定納税額を減額することができます。

このほか自動車が廃車となった場合の自動車重量税の特例還付や買換車両に係る自動車重量税の免除が受けられます。また、被災された方が作成する「消費貸借契約書」(金銭借用書)、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税となります。

- 【問い合わせ】 佐沼税務署 ☎ 0220 (22) 2501

◇宮城県と登米市からのお知らせ

大震災により被害を受けられた方は、地方税の軽減措置等を受けられます。軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳細については、宮城県税務課または登米市総務部税務課に問い合わせください。

	税制上の措置	概要
県税	自動車取得税等の非課税措置	滅失・損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合、自動車取得税および平成25年度分までの自動車税が非課税となります。
	不動産取得税の軽減措置	滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。
市税	個人住民税の軽減措置	住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、雑損控除の適用を受けることにより個人住民税の軽減を受けることができます。
	固定資産税の軽減措置	滅失・損壊した住宅の敷地についても、引き続き住宅用地として固定資産税の軽減措置を受けることができます。また、滅失・損壊した家屋の買い換えなどをされた方も軽減措置を受けることができます。
	軽自動車税の非課税措置	滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税となります。

なお、大震災により滅失・損壊した自動車には、自動車税・軽自動車税は課されません。

- 【問い合わせ】
宮城県税務課 ☎ 022 (211) 2323
登米市総務部税務課 ☎ 0220 (22) 2163

入国警備官採用試験

【受験資格】 昭和63年4月2日～平成6年4月1日生まれの人

【受験申込期間】

- ▶インターネットでの申し込みの場合: 7月19日(火)～26日(火)
- ▶郵送での申し込み・直接持参の場合: 7月19日(火)～8月2日(火)

【1次試験】 9月25日(日)

【申し込み・問い合わせ】

仙台入国管理局総務課
人事担当: 長田・片桐・水島
☎ 022 (256) 6076

登米祝祭劇場 6月のイベント情報

◆切り絵展～佐藤啓子となかま～

- 【日時】 6月1日(水)～30日(木)
午前10時～午後5時
(最終日は正午まで)
- ※毎週月曜日は休館日です。

【場所】 レストラン蓮房

【入場料】 無料

【問い合わせ】 登米祝祭劇場
☎ 0220 (22) 0111

◆復興支援映画会

- 【日時】 6月18日(土)
①午前10時30分
②午後1時30分

【場所】 大ホール

【入場料】 無料

【問い合わせ】 登米祝祭劇場
☎ 0220 (22) 0111

◆新舞踊まつりチャリティーショー

- 【日時】 6月26日(日) 午前11時～
- 【場所】 大ホール
- 【入場料】 1,500円

【問い合わせ】 新舞会
☎ 090 (5831) 5534

◆はさま童謡を歌う会 20周年記念コンサート

- 【日時】 6月26日(日)
午後1時30分～
- 【場所】 小ホール
- 【入場料】 無料

【問い合わせ】 はさま童謡を歌う会
☎ 0220 (22) 2435